

東京都パートナーシップ宣誓制度を受けた区の実践

東京都パートナーシップ宣誓制度の概要

東京都は、パートナーシップ関係にあることを宣誓し、届出されたことに対して証明書を発行する「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設し、令和4年11月から運用開始します。

【対象】

双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者

【手続】

手続は、原則オンラインで実施

【届出画面のイメージ】

- 1 宣誓文**
宣誓・届出画面には、予め下記の文章が記載されています。
「私たちは、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例に規定するパートナーシップ関係にあることを宣誓します。」
- 2 届出者本人に関すること**
下記の内容を入力していただきます。
(1) 氏名、生年月日及び住所
(2) 通称名（任意）
- 3 パートナーシップ関係の相手方に関すること**
下記の内容を入力していただきます。
(1) 氏名及び生年月日
(2) 通称名（任意）
(3) 届出システム登録時に付与されたID
- 4 要件を満たしていることの確認**
要件に合致していることを確認し、チェックを入れていただきます。
- 5 子供の名前等（任意）**
受理証明書の特記事項欄に子供の名前の記載を希望する場合は、子供の名前及び生年月日を入力していただきます。
- 6 必要書類の添付**
必要書類の画像データを添付していただきます。

パートナーシップ関係にあるお二人が、それぞれ届出システムにより手続を行っていただく必要があります。都は、お二人から不備のない届出を受理してから、原則、10日以内（土・日・祝日・年末年始を除く）に受理証明書を発行します。

※システムはPC、タブレット端末及びスマートフォン等からアクセス可能
※上記はイメージであり、実際とは異なります。

【証明書画面のイメージ】

- 1 お二人の氏名・生年月日**
お二人の氏名（戸籍名）と生年月日が記載されます。
- 2 証明本文**
受理証明書には、以下の内容が記載されます。
・東京都は、パートナーシップ関係にあるお二人から届出を受理したことを証明
・お二人から届出があった年月日及び都が届出を受理した年月日
- 3 交付年月日及び知事名**
証明書の交付年月日と東京都知事名が記載されます。
- 4 証明書についての注意事項**
証明書の提示を受けたい方向けの注意事項が記載されます。
・本証明書は、お二人が人生のパートナーであると都に届け出られたことの証明であること
・本証明書の提示を受けた方は、ご本人の同意なく口外しないよういただきたいこと
- 5 特記事項欄**
・希望に応じて、通称名や子の名前・生年月日が記載されます。
・お一人がお亡くなりになった際は、お亡くなりになった年月日が記載されます（届出が必要）。

※システムはPC、タブレット端末及びスマートフォン等からアクセス可能
※上記はイメージであり、実際とは異なります。

（東京都HPから作成）

【スケジュール】

- ・令和4年10月11日・・・届出受付開始（予定）
- ・令和4年11月1日・・・制度運用開始（予定）

区の実践

○区立住宅への入居

東京都では、「東京都都営住宅条例」を改正し、都営住宅の使用者の資格に、東京都パートナーシップ宣誓制度等の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方と同居している者や同居しようとする者を加えました。

区においても、「新宿区立住宅管理条例」を改正し、区立住宅にパートナーシップ関係の方も入居できるようにします。

【条例改正の概要】

区立住宅に入居できる同居者は、民法上の親族であることを要件としていましたが、条例改正により**使用資格に「東京都パートナーシップ宣誓制度の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方」**を新たに加えます。

【条例改正から住宅の募集まで（予定）】

- ・令和4年 9月下旬・・・第3回区議会定例会へ条例（案）上程
- ・令和4年11月1日・・・条例施行（議決後）
- ・令和4年11月中旬・・・区立住宅（区営住宅）の募集
- ・令和4年12月上旬・・・区立住宅（子育て住宅）の募集

○普及啓発

- 東京都が作成するパートナーシップ宣誓制度に関するカード型のチラシやパンフレット等を区役所窓口や区施設で配布します。
- 東京都パートナーシップ宣誓制度を広報新宿や区ホームページ、SNS（LINE、Twitter、Facebook）で周知します。
- 区内の不動産事業者や医療機関に対して、東京都パートナーシップ宣誓制度の趣旨への理解が進むよう、働きかけを行います。



東京都パートナーシップ宣誓制度
LGBT等のパートナーシップ関係にあるお二人から宣誓・届出いただき、都が受理証明書を発行することで、生活上の不便の軽減などにつなげていく制度です。

令和4年 11月1日(火) 制度開始
手続は オンラインで (原則)

※受付は令和4年10月11日(火)開始
※オンライン手続が困難な方は、ご相談ください。

東京都

対象者の要件（1～③全てを満たす必要があります）
① お二人がパートナーシップ関係にあると宣誓したこと
② お二人が成年であること、配偶者（事実婚を含む）、別のパートナーがいないこと、近親関係にないこと
③ お二人又はいずれか一方が都内在住（3か月以内の転入予定を含む）、在勤又は在学であること
※双方又はいずれか一方が性的マイノリティ（LGBT等）であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約したお二人のこと

宣誓・届出の流れ
(1) 書類の準備
要件を満たしていること確認書類をご準備ください（例：戸籍抄本、住民票等）。
(2) 宣誓・届出
オンラインシステムに必要事項を入力、(1)の書類を添付し、宣誓・届出をお願いします。
(3) 受理証明書の受け取り
都での確認後、オンラインで交付されます（届出後、交付まで10日程度かかります）。

受理証明書の活用
日常生活の様々な困りごと等の場面で活用いただけるよう、都は取り組んでいます。詳細は、東京都人権部ウェブサイトをご覧ください（随時更新）。

問合せ先 東京都総務局人権部 ☎ 03-5388-2337

リサイクル推進性
この証明書は、印刷物の紙へリサイクルできます。

【問合せ先】東京都パートナーシップ宣誓制度及び普及啓発について
区立住宅への入居及び不動産事業者への働きかけについて
医療機関への働きかけについて

子ども家庭部 男女共同参画課長 渡辺 電話 03-3341-0913
都市計画部 住宅課長 堀里 電話 03-5273-3759
健康部 健康政策課長 向 電話 03-5273-3016